

県では、平成21年3月に策定した「県立病院改革プラン」に基づき、平成23年4月を目途に、県立病院の独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。これまでも、職員の皆さんには説明会などで情報提供をしていますが、「もっと情報が知りたい」、「こんなことがわからない」という声もお聞きしますので、今後職員の皆さんに、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討状況などをお伝えする情報紙を発行していきます。



独法化に向けた諸課題の検討体制

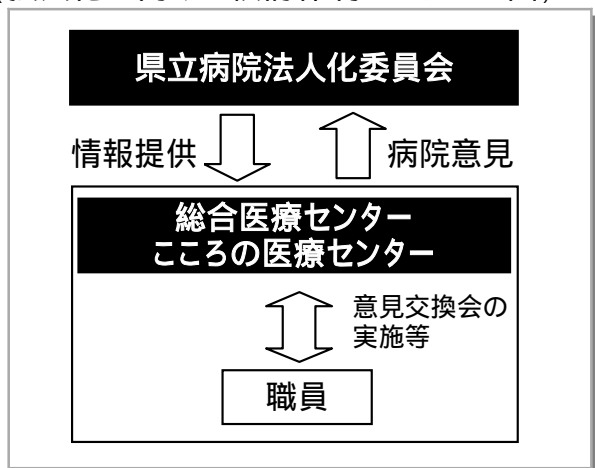
法人化委員会の設置

県では、県立病院の地方独立行政法人化を円滑に進めるために、法人化に関する重要な事項の検討を行う場として、「山口県立病院法人化委員会(以下「法人化委員会」といいます)」を設置しました。

総合医療センターと、こころの医療センターに対しては、委員会での検討状況について情報提供を行うとともに、両病院における意見交換会の開催などにより、病院の意見を法人化委員会に反映することとしています。

法人化委員会は、平成23年3月まで設置することとしており、本年度については、4回程度実施することとしています。

(独法化に向けた検討体制 イメージ図)



法人化委員会で審議すること

県では、地方独立行政法人の組織や制度、業務の基本的な方向などを定める「法人化基本方針」を本年度中に策定することとしています。

この「法人化基本方針」は、法人の目的や名称、業務の範囲を定める「定款」や、県が法人に指示する「中期目標」の基本となるものです。

委員会では、「法人化基本方針」をはじめ、法人の組織・運営や人事給与・財務会計制度など、法人の設立に当たって必要な

事項について御意見をいただくこととしています。

法人化委員会のメンバー

(山口県立病院法人化委員会 委員)

秋山一正 (公認会計士)
羽生正宗 (国立大学法人
山口大学経済学部教授)
三島正英 (公立大学法人
山口県立大学理事)
中安 清 (県立総合医療センター院長)
兼行浩史 (県立こころの医療センター院長)
今村孝子 (健康福祉部長)
池内英之 (健康福祉部審議監)

委員会は、専門的な立場から御意見をいただくため、3名の外部有識者を含む、7名の委員で構成しています。

第1回法人化委員会を開催しました
10月27日(火)に第1回の法人化委員会を開催しました。



第1回法人化委員会では、法人の種別や範囲、法人の給与制度や勤務条件などについて、御審議をいただきました。

当日の配布資料や委員会の概要については、医務保険課のホームページで公開しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/dokuhouka/houzinkaiinkai1.html>

ここでは、委員から出された主な御意見などを紹介します。

法人の種別(一般・特定)について

事務局から、地方独立行政法人には、その職員が地方公務員とされる「特定地方独立行政法人(特定型)」と、そうでない「一般地方独立行政法人(一般型)」があること、病院事業を行う地方独立行政法人については、法令上の根拠がない限り、一般型となるという総務省の見解などを説明しました。

これに対して、委員からは、「特定型よりも自由度の高い一般型の方がふさわしい」という意見がある一方で、「県職員であることに誇りを持って働いているスタッフに独法化への抵抗感があること、独法化に当たって、職員の志気を低下させることなく、前向きに受け止めてもらうための説明が大切である」といった御意見をいただきました。

法人の範囲について

病院の運営形態として、事務局から、総合医療センターと、こころの医療センターの2病院を、ひとつの法人が運営する形態(2病院1法人)と、それぞれの病院ごとに法人を設置する形態(2病院2法人)が考えられること、それぞれの特長について説明しました。

委員からは「経営の効率化や職員の人事交流などの面で、2病院を1法人が運営する方が妥当である」という御意見のほか、「両病院の特性が、より発揮しやすい形での運営形態が望ましい」との御意見が出されました。

法人における職員承継のあり方について

事務局からは、地方独立行政法人法の定めにより、法人成立の際に条例で定める職員については、原則として法人の職員となること(法人へ承継されること)を説明し、先行して独法化した団体の状況などを考慮し、医師、看護師・助産師など病院勤務を前提とした職種の職員については、法の定めにより法人へ承継すること、事務職や一部の医療技術職など、県の一般行政部門との人事異動の可能性のある職種の職員については、引き続き

検討したいことを説明しました。

委員からは、「法人化後においても看護職員については看護学校との人事交流を継続して行う必要がある」といった御意見がありました。

法人における給与制度・勤務制度等のあり方について

事務局からは、先行して独法化した団体では、法人への円滑な移行のために、県の制度に準拠していることを説明し、本県においても、法人移行時の給与制度や勤務時間等については県制度に準拠することとしたいことなどを説明しました。

委員からは、「法人移行時に県制度に準拠することについては賛成である」との御意見をいただきましたが、「現在の制度では導入が困難な手当を新たに設けること」や「病院特有の勤務形態や勤務時間のあり方について検討して欲しい」といった御意見をいただきました。

第1回法人化委員会では、委員の皆さんから、多くの貴重な御意見をいただきました。

県では、今回いただいた御意見を参考に、さらに検討を進めることとしています。

なお、今後も委員会の状況については、本誌でお知らせしていきます。



《御意見をお寄せ下さい》

県では、法人化委員会での検討状況に対する職員のみなさんの御意見を受け付けていきます。みなさんからいただいた御意見は、法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい(独法化に対する素朴な疑問、意見等でも結構です)。

- ・提出先：各病院事務局に設置の独法化意見箱
- ・様式は任意(自由)です。無記名でも結構ですが差し支えない範囲で職種や部署名は御記載下さい。

News Letter

～山口県立病院の独法化について～第1号

発行：健康福祉部医務保険課県立病院班

TEL：083-933-2910

FAX：083-933-2939

E-mail：a15100@pref.yamaguchi.lg.jp